

2003年9月8日

各 位

三井化学株式会社

大阪工場のエチレンプラント等の再稼働について

当社(社長:中西宏幸)大阪工場は、エチレンおよびその関連施設、アンモニア、尿素、半導体用ガスの各製造施設での高圧ガス保安法に基づく保安検査不備に関し、8月18日より延べ12日間に亘って大阪府の立入検査を受けておりましたが、9月5日に、大阪府よりエチレンおよびその関連施設、半導体用ガスの各施設の安全が確認された旨ご連絡をいただきました。これを受け、当社は、同日より、運転休止中の同施設の稼働を再開致しました。

お客様、関係ご当局、地元の皆様をはじめとする多くの方々に多大なご迷惑をおかけ致しておりますが、ここに改めて深くお詫び申し上げます。

当社は、この度の大阪工場における保安検査不備を深く反省し、自主保安の重要性を再認識し、発生原因および再発防止対策等を次のとおり取り纏め、再発防止に向けて万全を期す所存でございます。何卒ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

1. 不備発生の原因

経済産業省原子力安全・保安院による調査結果は未だ出されていませんが、当社として今般の不備発生の原因を次のとおり把握しております。

工場の保安を維持していくにあたり、社員一人ひとりが法令遵守の精神に従って業務を遂行していくという認識が不十分であった。

高圧ガス保安法および自主保安の基本理念が十分には理解されておらず、技術的に安全上問題がなければ検査を省略できるとの自己判断がなされてしまった。

検査に係る管理体制が十分には機能していなかった。

2. 再発防止対策

全社的に、社内外の違反事例を取り入れた法令遵守の教育を強化するとともに、法令遵守に関する監査の強化を進めていく。特に、高圧ガス保安法をはじめ工場の業務遂行と安全確保に必要な法令に関して、全社員を対象に定期的実施している教育について内容の見直しを行うとともに、監査の強化を図っていく。

当社全額出資子会社である三井化学エンジニアリング株式会社に委託していた検査業務を本体に集約し、検査計画から検査の実施、記録の作成までの一連の業務を検査組織として一元的に運営できる体制に変更する。

大阪工場における検査管理組織として、監査機能を確実に発揮できるよう独立の組織を設置する。さらに、本社の監査機能を強化する。

3. 役員報酬の返上

今回の法令違反により関係各位に多大なご迷惑をおかけしたことに対する経営としての深い反省の意を込めて、社長、生産・技術部門担当副社長について以下のとおり報酬を返上することと致しました。

・社長 中西宏幸 50% (1ヶ月)

・副社長 木下陽三 40% (1ヶ月)

なお、今後、経済産業省原子力安全・保安院による調査結果が詳らかになった時点で、改めて社内処分を実施することと致します。

以上

本件に関するお問い合わせ先

三井化学株式会社 IR・広報室長 古賀義徳 03-3592-4060